

府中市障害者等地域自立支援協議会  
報告書

平成21年1月



はじめに

地域自立支援協議会は、市町村が実施する相談支援事業として行うべき便宜の供与として、障害者自立支援法施行規則第65条の10に内容が定められているもので、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、相談支援体制の構築を図るとともに、相談支援事業を効果的に運営するために、設置を求められているものです。

これを受けて、本協議会では、平成20年1月に、市長から次の事項につき検討を依頼され、協議してまいりました。

- 1 相談支援事業の運営に関する事項
- 2 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 3 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- 4 その他、障害者及び障害児の自立支援に関し必要と認める事項

これらの事項につき協議を重ねる中で、私たちは、どんなに重い障害のある人も、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図れるようにすることを目指すこと、そのためには、地域に数多くある社会資源を十分に活用するとともに、必要に応じて新しいサービスを構築する必要があること、また、相談支援事業を核とした地域の関係機関によるネットワークを構築することが不可欠であることなどを再確認しました。

今後、府中市障害福祉計画が掲げる「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」を目指し、障害のある人・子ども、家族、保護者及び介護者等に必要な支援を提供するために、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、府中市障害者等地域自立支援協議会が効果的に運営され、発展していくことを祈念し、報告にあたっての巻頭のごあいさつとさせていただきます。

平成21年1月

府中市障害者等地域自立支援協議会 会長 田 中 淑 雄  
同 副会長 鈴 木 一 成

## 目次

1	相談支援事業の運営に関する事項について	5
2	困難事例への対応のあり方に関する事項について	6
3	地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項について	8
4	府中市障害者等地域自立支援協議会のあり方について	9
	資料	13
	資料1 府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱	15
	資料2 府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿	17
	資料3 府中市障害者等地域自立支援協議会検討経過	18

## 1 相談支援事業の運営に関する事項について

市から相談支援事業を委託された次の指定相談支援事業所の運営に関し、事業概要・平成19年度事業実績・平成20年度事業計画・課題等について報告を受けました。

### (1) 対象事業所

- ア 地域生活・就労支援事業 み～な  
受託事業者：社会福祉法人府中市社会福祉協議会
- イ 地域生活支援センター あげぼの  
受託事業者：社会福祉法人あげぼの福祉会
- ウ 地域生活支援センター プラザ  
受託事業者：社会福祉法人府中えりじあ福祉会

### (2) 検討の結果

いずれの事業所につきましても、相談支援事業の実施にあたっては、中立・公平性が確保されており、適正な運営がなされているものと認められます。

### (3) 今後の課題

- ア 関係機関との連携の強化  
委託相談支援事業所間の連携はもとより、就労支援や地域移行といった課題に応じた関係機関との一層の連携の強化が求められます。
- イ 高次脳機能障害・発達障害のある人への支援の充実  
相談支援従事者の専門知識を高めるとともに、関係機関との連携を強化するなど、相談支援事業においても、これまで十分な支援がされてこなかった高次脳機能障害・発達障害のある人への支援の充実が求められます。
- ウ 相談支援従事者の充実  
恒常的な研修などにより、相談支援従事者の専門知識や目的意識を高めるとともに、受身の支援にとどまらない積極的な支援体制を構築するために、相談支援従事者を増員することが求められます。

## 2 困難事例への対応のあり方に関する事項について

委託相談支援事業所から、困難事例として、次の4事例について報告を受けました。

### (1) 報告事業所及び事例内容

ア 地域生活・就労支援事業 み～な

(ア) 地域生活支援に関する事例（高次脳機能障害者の社会資源調整）

(イ) 就労に関する事例（障害者手帳未取得者の社会資源調整）

イ 地域生活支援センター あげぼの

地域生活支援に関する事例（学童の放課後支援に関する社会資源調整）

ウ 地域生活支援センター プラザ

精神科病院からの地域移行に関する事例

### (2) 検討の結果

いずれの事例についても、1つの委託相談支援事業所だけでは解決が困難な事例であり、また、現行の制度のもとでは関係機関が連携してもなお解決が困難なものも認められました。

本協議会において、継続的に困難事例を把握する中で、地域の課題を全体で共通認識するとともに、現行の制度のもとでは関係機関が連携してもなお解決が困難な課題については、新しいサービスの構築に向けた検討をしていく必要があると考えられます。

### (3) 今後の課題

ア 高次脳機能障害のある人への支援

高次脳機能障害のある人については、実態が把握されておらず、市民への啓発も不十分であるため、市民からの理解が得にくく、また、必要とされる社会資源も不足している状況にあります。高次脳機能障害のある人の実態の把握と市民への啓発を進めるとともに、既存のサービスの提供にあたっては、障害者手帳の有無・種別にとらわれず、柔軟に対応することが求められます。

イ 学童の放課後支援

学童の放課後支援についてのニーズは高く、学童クラブ・地域デイグループを充実するとともに、学校から学童クラブへの安全な移動手段の確保が不可欠であり、早急な整備が求められます。

ウ 地域移行支援

精神科病院からの地域移行のためには、グループホームの整備はもとより、アパート入居等の際に必要な保証人の確保が課題となります。そのため、入居支援のためのシステムづくりが不可欠であり、早急な整備が求められます。

### 3 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項について

#### (1) 地域の関係機関によるネットワークの基本的な考え方

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、障害のある人が抱える様々なニーズに対応する必要があります。そのためには、地域に数多くある社会資源が十分に活用されるとともに、必要に応じて新しいサービスを構築する必要があります。

しかし、1か所の相談支援事業所でできる支援には、限界があります。

そのため、保健・医療・福祉・教育・就労などの多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に提供できるよう、地域の関係機関によるネットワークを構築することが不可欠です。

地域の関係機関によるネットワークの構築のためには、個別支援会議の積み重ねが重要になります。個別支援会議を積み重ねることにより、地域のニーズを共通認識するとともに、それぞれの専門性を生かした支援を役割分担するプロセスの中で、関係機関の間に顔の見えるギブアンドテイクの関係が構築されてきます。

こうした関係こそが、真のネットワークの構築につながり、地域支援体制の充実につながるものと考えます。

#### (2) 地域の関係機関によるネットワークの具体案

##### ア 目的

次のイに掲げる関係機関等の連携により、地域移行、就労支援、居住支援、権利擁護、虐待防止、療育、教育、高次脳機能障害・発達障害のある人への支援等、地域の課題の解決を図ることを目的とします。

##### イ 参加者

当事者・家族、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者福祉団体、保健所、特別支援学校、公共職業安定所、市担当者、小中学校・幼稚園・保育園、社会福祉協議会、療育園・療育センター、医療機関、企業等雇用主、宅地建物取引業協会、信用保証会社、児童相談所、司法関係者、民生委員、東京都心身障害者福祉センター・発達障害者支援センター、NPO団体等、障害のある人・子どもとそれを支援する全ての関係機関のうち、課題の内容に応じ、連携を図る必要がある者が参加すべきものと考えます。



#### 4 府中市障害者等地域自立支援協議会のあり方について

##### (1) 府中市障害者等地域自立支援協議会の基本的な考え方

###### ア 目的

本協議会は、障害のある人・子ども、家族、保護者及び介護者等に必要  
な支援を提供するために、相談支援事業をはじめとする地域の障害福  
祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場とす  
るとともに、関係機関等による主体的な参加・連携のもと、地域の課題  
の解決を図ることを目的とします。

###### イ 委員構成

本協議会の効果的な運営のためには、現行の委員に加え、市を含め、  
より幅広い関係機関等による委員構成とする必要があります。

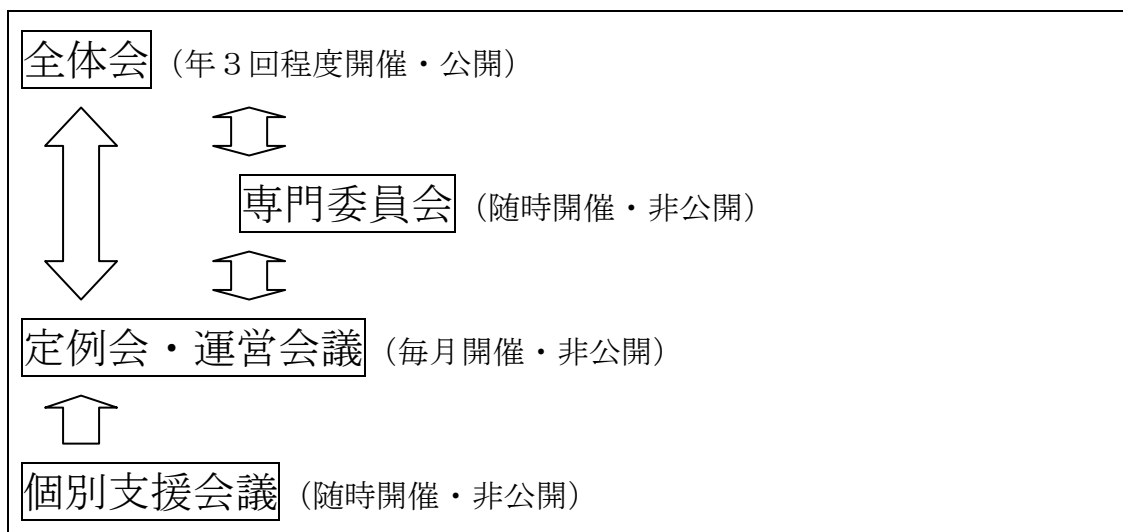
###### ウ 組織

本協議会の効果的な運営のためには、全体会に加え、現在、委託相談  
支援事業所の主体的な取り組みとして毎月開催されている支援センター連  
絡会を発展させ、本協議会の定例会・運営会議として位置づけるととも  
に、課題別の専門委員会を設置するなど、重層的な組織とする必要があ  
ります。

###### エ 府中市障害者計画推進協議会との連携

本協議会で行われる議論を着実に施策に生かせるよう、本協議会の正  
副会長を府中市障害者計画推進協議会の委員とするなど、府中市障害者  
計画推進協議会との連携を図る必要があります。

(2) 府中市障害者等地域自立支援協議会の組織の具体案



ア 全体会

(ア) 目的

地域の課題を全体で共通認識するとともに、現行の制度のもとでは関係機関が連携してもなお解決が困難な課題については、専門委員会における検討を踏まえ、新しいサービスの構築に向けた具体的な提言をしていくことを目的とします。

(イ) 委員構成

現行の委員に加え、市を含め、より幅広い関係機関等による委員構成とする必要があります。

【現行の委員】

委託相談支援事業所3人

指定障害福祉サービス事業所2人

障害者福祉団体の代表2人

保健所・特別支援学校・公共職業安定所

【追加を検討すべき委員】

市（障害者福祉・地域福祉・高齢者福祉・介護保険・母子保健・子ども家庭支援センター・保育所・学童クラブ・幼稚園・教育センター等担当課長）

社会福祉協議会

指定障害福祉サービス事業所（グループホーム・ケアホーム等）

療育園・療育センター

NPO 団体等

## イ 定例会・運営会議

### (ア) 目的

委託相談支援事業所間の情報交換を行うとともに、個別支援会議から把握される地域の優先課題・緊急課題について整理することを目的とします。

### (イ) 参加者

委託相談支援事業所 3 人・障害者福祉課

その他、本協議会の運営に主体的に参加することを希望する関係機関等

## ウ 専門委員会

### (ア) 目的

地域移行、就労支援、居住支援、権利擁護、虐待防止、療育、教育、高次脳機能障害・発達障害のある人への支援等、定例会・運営会議で整理された地域の優先課題・緊急課題の解決を目指し、その方策について関係機関が連携し検討することを目的とします。

### (イ) 参加者

委託相談支援事業所 3 人・障害者福祉課

その他、課題の内容に応じ、連携を図る必要がある関係機関等

なお、専門委員会には、全体会の委員構成にかかわらず、必要に応じ関係者に協力を求めることができるものとします。

## エ 個別支援会議

### (ア) 目的

1 つの事業所では解決が難しい個別の案件について、関係機関が連携し、解決を図ることを目的とします。

### (イ) 参加者

個別の案件の内容に応じ、必要な関係機関等

なお、個別支援会議には、全体会の委員構成にかかわらず、必要に応じ関係者に協力を求めることができるものとします。

## (3) 府中市障害者等地域自立支援協議会の運営に係る市の責務

本協議会を運営するにあたり、市は、本協議会の構成員として主体的に参加し、関係機関等と連携を図ることはもとより、本協議会からの提言に対しては、市の施策に最大限反映させるよう努めることとします。